

上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）の概要について

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨・目的

上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害者基本法及びその他関連法の趣旨に沿って、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、国が示す基本指針や、前期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定した。この計画に基づき、上越市における障害者施策の一層の充実に取り組む。

(2) 計画の位置付け

① 障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向を定めるもの

② 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの

③ 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する計画を定めるもの

(3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

2 計画の基本理念と目標

(1) 計画の基本理念

【基本理念】

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

(2) 計画の目標

▼目標1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を強化します

障害のある人を正しく理解し、個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、障害を理由とする差別の解消や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組む。

▼目標2 利用者の意思が尊重され、本人の自立や介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実を図ります

障害のある人を、自らの決定に基づき社会のあらゆる分野における活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する。

障害のある人が自ら望む地域生活を継続していくために、障害福祉サービスや経済的支援の充実を図るとともに、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進する。

支援ニーズの多様化・複雑化に対応するため、事業者と連携し、サービスの質の向上及び人材の確保に向けた取組を推進していく。

▼目標3 一人一人の出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が自分らしく暮らしていくために、様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進し、社会参加等による豊かな暮らしの実現を図る。

障害のある人の就労支援のため、一人一人の適正やニーズに合った支援を提供するとともに、障害のある人もない人も、分け隔てなく雇用される地域社会を目指していく。

3 施策の方向性

